

岩野局長による最低賃金改定周知・広報活動（労使5団体を訪問）

令和6年9月3日

日本労働組合総連合会千葉県連合会
会長 永富 博之 殿

千葉労働局長

令和6年度千葉県最低賃金の周知と業務改善助成金等の活用促進について（協力依頼）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃、労働行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、千葉労働局では、千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される千葉県最低賃金を、令和6年10月1日から「時間額1,076円」（令和6年9月30日までは時間額1,026円）に引き上げることいたしました。
千葉県最低賃金は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障するセーフティーネットとして重要な役割を果たしていることから、事業主はもとより労働者、県民の皆様に、幅広く千葉県最低賃金額の改定を知っていただくため、その周知に努めているところです。
また、最低賃金引上げの環境整備のためには、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者へのきめ細やかな支援が重要であることから、厚生労働省では、賃金引上げを支援する「業務改善助成金」制度を設けており、加えて、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して「キャリアアップ助成金」制度が設けられています。
つきましては、千葉県最低賃金及び当該助成金制度について、貴会の広報誌（紙）及びホームページへの掲載、ポスター並びにリーフレットの掲示など、積極的な周知・活用促進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。
なお、御不明な点やリーフレットの追加送付の希望などがございましたら、以下のお問い合わせ先まで遠慮なくご連絡ください。



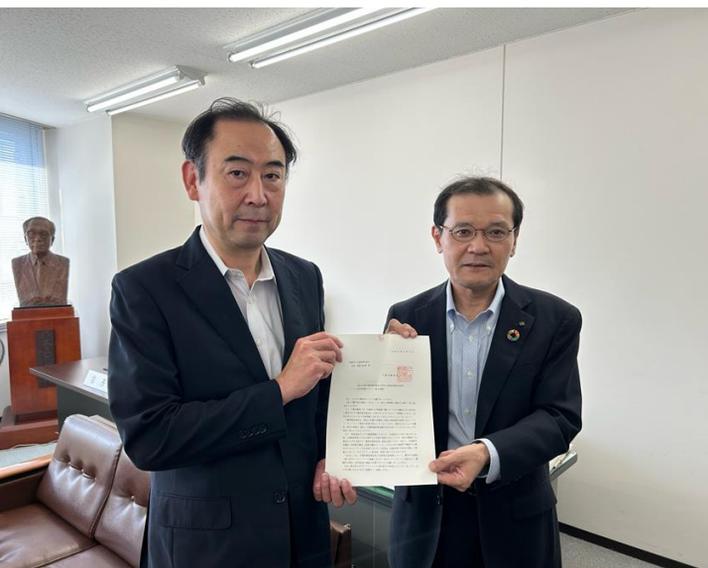
9/3 連合千葉 永富会長（左）



9/5 千葉県経営者協会 高橋専務理事（左）



9/5 千葉県商工会連合会 山口専務理事（右）



9/6 千葉県中小企業団体中央会 齊藤専務理事（右）



9/10 千葉県商工会議所連合会 吉野専務理事（左）